

佐賀市公告第242号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び佐賀市財務規則（平成17年佐賀市規則第62号）第84条の規定により、令和3年9月28日以後に佐賀市が発注する建設関連業務委託（佐賀市競争入札参加資格審査要領（平成30年10月26日施行）による資格審査を要件とする測量、建設コンサルタント等業務委託に限る。以下同じ。）の条件付一般競争入札（電子入札システムによるもの限り、総合評価落札方式によるもの及び特定建設関連業務共同企業体を要件とするものを除く。）を執行する際に共通して必要となる事項について次のように公告する。

なお、佐賀市が発注する建設関連業務委託の条件付一般競争入札に係る公告（令和2年佐賀市公告第339号）は、令和3年9月27日をもって廃止する。ただし、同日以前に佐賀市が発注した建設関連業務委託の条件付一般競争入札については、なおその効力を有する。

令和3年9月28日

佐賀市長 秀 島 敏 行

1 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 佐賀市競争入札参加資格審査要領第6条に規定する有資格者名簿に登載されている者であって、案件ごとに定める入札参加に必要な条件を全て満たすものであること。

イ 同一の案件に係る他の入札参加申請者と次に掲げる一定の資本関係又は人的関係のある者でないこと。

(ア) 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある者

(ウ) 一方の会社の役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第3号に規定する役員のうち、aからeまでに掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている者

a 株式会社の取締役。ただし、次の(a)から(d)までに掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないとされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者
 - (エ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者
 - (オ) (ア)から(エ)までに掲げる場合と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者
- ウ 案件ごとに行う条件付一般競争入札の公告の日から開札の日までの間のいずれの日においても、次に掲げる指名停止措置又は指名回避措置（以下「指名停止等の措置」という。）を受けていないこと。
- (ア) 佐賀市（佐賀市上下水道局を含む。（イ）において同じ。）による指名停止等の措置
 - (イ) 佐賀県内の他の地方公共団体による指名停止等の措置（佐賀市による指名停止等の措置と同一の事由の指名停止等の措置については、佐賀市による当該指名停止等の措置の開始日以後の措置を除く。）
- (2) 入札に参加する者は、入札参加申請を行わなければならない。
- (3) 佐賀市は、(2)の入札参加申請を行った者が(1)に掲げる要件を全て満たすと認めるときは、当該申請を行った者に対し、その旨を通知するものとする。
- (4) (3)の通知を受けた者（以下「入札参加資格者」という。）が、当該申請を行った後、(1)に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったときは、その者は、入札に参加できない。
- 2 入札参加申請及び入札の方法
電子入札システムにより行うこと。
- 3 積算内訳書の提出
入札に参加する者は、入札と同時に当該入札に係る積算内訳書を電子入札システムにより提出しなければならない。
- 4 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は免除とし、契約保証金は契約金額の100分の10以上の金額とする。

5 同日落札制限

同日に開札を行う、当該入札について定める1(1)アの要件を同一とする複数の一般競争入札において、先に開札する案件を落札した者（特定建設関連業務共同企業体が落札した案件にあつては、当該共同企業体の構成員を含む。以下同じ。）は、後に開札する案件の落札者に決定しない。

6 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

- (1) 当該入札に係る入札参加資格者でない者
- (2) 当該入札を行った後、開札の時までに1(1)に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった者
- (3) 当該入札について不正行為を行った者
- (4) 当該入札に係る委託業務名とは異なる委託業務名を記入した積算内訳書を提出した者
- (5) 積算内訳書の積算価格と入札書の入札金額との差が1万円以上ある者
- (6) 入札金額について、誤脱又は判読不可能な記載をした者
- (7) 1人で2以上の入札を行った者
- (8) 同日に開札を行う、当該入札について定める1(1)アの要件を同一とする複数の一般競争入札において、先に開札する案件を落札した者

7 落札者の決定の取消し

落札者の決定の時から契約締結の時までの間に、落札者が次に掲げる措置要件に該当するとき、又は当該措置要件に基づき、佐賀市から指名停止措置を受けたときは、落札者の決定を取り消すものとする。この場合において、佐賀市は、一切の損害賠償の責を負わない。

- (1) 佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領（令和3年9月28日施行）に規定する贈賄、独占禁止法違反、競売入札妨害又は談合に係る措置要件
- (2) 佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領に規定する暴力団との関係に係る措置要件

8 その他

- (1) この公告に定めるもののほか、入札参加申請、入札及び落札者の決定方法等の事務手続並びに入札参加資格の欠格要件、入札の中止の条件等については、案件ごとに行う条件付一般競争入札の公告並びに佐賀市電子入札執行要領（平成28年4月1日施行）、申込同時入札型条件付一般競争入札実施要領（令和3年9月28日施行）、競争入札に係る最低制限価格制度事務処理要領（令和元年7月3日施行）及び佐賀市建設工事等に関する入札心得（令和3年9月28日施行）の

規定による。

- (2) 下請契約については、佐賀市内に本店を有している者を優先活用するよう努めること。